

E-3 保育所における集団遊戯治療について

大阪市大家政 並河 信子

1. 保育所における問題児をどう取扱うかについては、担任教師および母親との話合、児童相談所の紹介、訪問治療その他が考えられよう。今回は依頼を受けた一保育園の、集団保育の場で取扱い困難な幼児を対象に、訪問形式の集団遊戯治療を試みた。治療過程を中心に、1)集団の構成、2)保育所との関係、3)母親の面接その他に関して考察する。

2. 来談者中心療法による。子どもの遊戯治療者と観察者は保育所を毎週1回(毎月曜 15.15~16.00)訪問、集団遊戯治療を実施。集団に参加する園児は男児5名。集団は閉鎖集団とする。研究参加者は遊戯治療者並河信子、子どもの観察者桜井桂。資料の整備は毎回録音し、各回毎に上述研究参加者による討議を行なう。保育所側との話合は毎回行なうようにする。面接は遊戯治療者が機会の許す限り実施する。

3. 上述方法により、1965年10月4日より1966年3月15日まで21回遊戯治療を試み、それぞれに変化は見られたが、つぎのごとき問題が考慮された。

a, 男児のみの同級生による集団は、攻撃的になりがちで良好な集団構成とはいえない。b, 引込思案なchにより効果的である。c, 家で問題が少なく、施設で攻撃的という主訴のchは集団の中で最も扱いにくい。d, 保育の場で使用しない材料を用いがちであるが、態勢は保育の延長と思われる。e, 当日のカリキュラムの影響を受け易い。f, 保育所母親の協力を要す。